

20２０年６月２３日

自由民主党ユニバーサル社会推進議員連盟

会長　石破　茂　様

バリアフリー施策推進のお願い

認定特定非営利活動法人DPI日本会議

議長　平野みどり

障害者・高齢者等の移動の円滑化にご尽力いただきありがとうございます。

本年５月１３日にバリアフリー法が再改正され、公立の小中学校のバリアフリー義務化など、私たちが求めてきたことを多数盛り込んでいただきました。さらに、附帯決議では国会審議を踏まえて次なるバリアフリー化に向けての重要課題を示してくださいました。素晴らしい法改正に対し、改めて御礼申し上げます。

改正法の成立を機に、地方を含めた全国のバリアフリー化がさらに推進され、障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会を実現するために、以下取り組んでいただけますようお願い申し上げます。

1. **学校のバリフリー化**

改正バリアフリー法で公立小中学校のバリアフリー義務化を盛り込んでいただき、誠にありがとうございました。しかし、新規建設時と大規模改修時しかバリアフリー整備義務はないので、実態として学校のバリアフリーが進むか危惧しています。ぜひとも、下記取り組んでいただけますようお願い申し上げます。

1. 整備目標を策定し、計画的に整備に取り組んで下さい。
2. 学校の校舎全体のバリアフリー整備が進むように、財政支援を創設して下さい。
3. 学校のバリアフリーの現状について教えて下さい。

前回頂いたご回答は、避難所に指定されている公立学校施設におけるバリアフリー状況でしたので、法改正をうけて全国の公立小中学校のバリアフリー化の状況を教えて下さい。具体的には、校舎、屋内運動場それぞれにおけるエレベーターを含む段差解消、多目的トイレの設置状況です。併せて、公立高校、私立小中高校のバリアフリー化の状況も教えて下さい。

1. 国土交通省では毎年バリアフリー整備状況について「公共交通移動等円滑化実績報告」を公開しています。これと同じように、公立小中学校のバリアフリー化の状況について、今後毎年実態を報告して下さい。
2. **ソフト基準適合義務**

改正バリアフリー法で新たに公共交通事業者等に対するソフト基準適合義務が創設されました。とりわけ、UDタクシーの車椅子乗車拒否が後を絶たない現状において、このソフト基準適合義務には大きな期待を寄せております。DPIが昨年１０月に実施したUDタクシーの調査では、研修を繰り返し受けているドライバーは、スムーズに乗降作業が出来た一方で、研修を１回しか受けていないドライバーは、殆どが乗降方法を忘れていました。ドライバーが乗降方法を忘れていることが乗車拒否の１つの要因になっています。定期的な研修は乗車拒否を防止する上で有効です。

1. 全てのドライバーが乗降方法を習得するために、事業者に対し、ドライバーの研修を年複数回実施すること、修了者数の定期報告を提出すること課してください。
2. 研修はドライバーが確実に参加するように、業務として実施させてください。
3. **空港アクセスバス・長距離バス・定期観光バスのバリアフリー化**

国会審議の中で、移動円滑化基準適用除外認定車両という仕組みを改正する（省令改正）という答弁がありました。

1. 具体的に、どのような内容を検討されていますか。ぜひとも、基準適用除外認定という仕組みを廃止し、空港アクセスバス・長距離バス・定期観光バスもバリアフリー車両を義務付けて下さい。
2. 鉄道路線のない地方空港から導入を進めるとのことですが、具体的にどの空港を検討されているか教えて下さい。
3. **建築設計標準の見直しを経て早期の法律・省令の改正を**

　　小規模店舗やホテル、共同住宅といった建物関係のバリアフリー整備が極端に遅れていることが、日本に残された大きな課題です。本年１月に小規模店舗の検討会が立ち上がり、今年度中にガイドラインを策定する予定です。大きな前進と歓迎しております。これを踏まえて、下記改善をお願いします。

1. 小規模店舗やホテル、共同住宅も含めた建物関係に関する早期の法律・省令の改正をお願いします。
2. 住宅のバリアフリー整備基準は、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づく基本方針「高齢者が居住する住宅に関わる指針」がありますが、２００９年以降見直されておらず、車いす利用者のニーズに合っていません。ぜひとも早急に検討会を立ち上げて、見直しを進めて下さい。
3. **新幹線のバリアフリー化**

新幹線のバリアフリー化の検討会が進められています。**車椅子使用者は日本の人口の１％**いるといわれています。新幹線車両は２０年程度使用するものなので、将来のニーズの増加や、世界的な水準を踏まえて、**車椅子用席を総席数の0.5%以上**設けることが必要だと考えています。

　【提案】新幹線の最低の車椅子用席数は４席とし、総席数の比率に応じて増やす

* 1,000席以上は総席数の0.5%以上　　（N700は１３２３席あるので6.7席）
* ５００～1,000席未満は５席以上
* ５００席未満は４席

諸外国の高速鉄道では、車椅子用席は概ね４席ですが、総席数は６００～１０００席未満の車両が殆どで、N700系１３２３席の４６％～７８％程度しかありません。韓国のKTX-山川は３６３席（２７％）で車椅子席が４～５席あります。

フランス：TGV POS（722席）、　TGV EURO DUPLEX（1032席）

ドイツ：ICE1（631席）

イギリス：ユーロスタークラス３７３（766席）

中国；CRH2（610席）、CRH5（６２１席）、CRH380AL（1061席）

韓国；KTX-山川（３６３席）※車椅子席４～５席

台湾；700系（989席）

上記からわかるように、**国際的な水準に合わせるだけでN700系では７席以上が必要です**。検討会が掲げる「世界最高水準の高速鉄道の実現」という目標を実現するために、貴議連からも強力な後押しをお願いいたします。

1. **移動等円滑化地域分科会の複数開催**

　２０１８年改正で移動等円滑化評価会議と地域分科会が新設されました。全国に１０ヶ所設けられた地域分科会は、地域の特性に応じた事例、先進的な事例、特徴のある事例を評価する大変重要な会議です。残念ながら現在は年１回しか開催されておりません。１回では報告のみに終わってしまい、実際に評価することができません。日本全体のバリアフリー化を推進するために、ぜひとも年複数回の開催をお願いします。

1. **電話リレーサービスの普及と周知徹底**

６月５日に「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律案」が可決成立しました。主要７カ国（G7）で最後となりましたが、長年の要望が実り、実現したことに感謝申し上げます。これまで日本財団が実施していた電話リレーサービスを利用した聴覚障害者が、銀行やクレジットカードなどの手続きで事業者に拒否されることがありました。このようなことがなく、スムーズに利用できるように、ぜひともすべての事業者、国民への周知徹底をお願いします。

1. **障害者権利条約　日本の建設的対話とその後の取り組み**

国連障害者権利委員会による日本の建設的対話（審査）が予定されています。建設的対話の後には委員会から日本政府に対し、総括所見が出されます。条約の国際的なモニタリング機関である権利委員会の総括所見は重いです。権利条約に照らして、日本の実施状況の改善・さらなる取組を求めるものです。総括所見が出されたら速やかに、障害者基本法、障害者差別解消法、バリアフリー法をはじめとする関連法規の見直しに取り組んで下さい。

1. **オンライン会議での情報保障　　地域生活支援事業意思疎通支援の運用改善**

聴覚障害者等の情報保障の制度として、障害者総合支援法地域生活支援事業の意思疎通支援があります。要約筆記や手話等が利用できるものです。しかし、この制度が**オンライン会議では利用できない**のです。新型コロナウィルス感染症の感染防止策としてテレワークやオンライン会議が広まっておりますが、聴覚障害者が会議に参加するためには情報保障は不可欠です。ぜひとも、全国の自治体に意思疎通支援をオンラインでも利用できるように働きかけをお願いします。

1. **駅の無人化は単独乗降できる環境整備の実現を**

身内の事故等不測の事態による急な外出は、障害の有無に関係なく誰もが起こることです。しかし、駅の無人化が進み、障害者は急な利用ができない駅が増加しています。駅の無人化は単独乗降可能な環境整備を行うことを前提条件とするなど、無人化にする前に整備すべき課題を検討してください。ガイドラインとしてまとめて、一定の整備を事業者に課してください。

新型コロナウィルス感染症関連の要望

緊急事態宣言が解除されましたが、予断を許さない状況が続いています。常時介護を必要とする障害児・者を取り巻く感染防止策のさらなる充実をお願いします。

1. **感染を疑われる症状の出た障害者、介助者の速やかなPCR検査の実施**

発熱など感染を疑われる症状が出ても、PCR検査が速やかに受けられない自治体があり、不安な中で介護サービスを行わざるを得ない状況が続いています。感染の疑いが生じた障害児・者、及びそのヘルパーや家族は、速やかにPCR検査を受けられるようにしてください。

1. **有効な治療薬が確認された場合、訪問診療での在宅処方を可能に**

感染した障害児・者が在宅療養となった場合、治療の有効性が認められる薬については、安全性を確認した上で、早期に承認し、訪問診療での使用を可能にしてください。

1. **「新型コロナ対応休業支援金（仮称）」の対象拡大を**

難病をはじめとする基礎疾患や障害のある労働者は、新型コロナウィルス感染症への感染リスクや重症化リスクが高いとされており、テレワークへの移行において手厚い配慮を必要としています。しかし、事業主から感染予防を実施するための必要な配慮を受けられず、やむなく自主的に休職せざるを得ない状況があります。しかし、雇用調整助成金の特例措置では休業手当を受けることができません。このような人たちを救済するために、雇用保険法の改正により創設される予定の新型コロナ対応休業支援金（仮称）制度の給付対象としてください。

1. **障害児・者にもテレワークの導入を支える対策を**

常時介護を必要とする重度障害児・者が、仕事や授業でテレワークを安心して行えるよう、障害福祉サービスの重度訪問、同行援護、行動援護の告示を見直し、通勤、経済活動、通年かつ長期の利用制限を撤廃してください。

1. **福祉タクシー・移送サービス等の事業者への支援を**

運転席と後部座席に仕切りを設けるなど、感染防止策をした場合の費用補助、及び感染の疑いのある障害者を病院等に搬送した際に、運転手等に危険手当(慰労金)を支給して下さい。

1. **災害時の感染防止策を**

コロナ禍が終息していない中で、災害が起きた時の不安が広がっています。避難所の感染防止対策マニュアルを作成し、避難所を運営する自治体や民間団体への費用補助等の支援策を検討して下さい。

常時介護を必要とする障害児・者は、避難所での生活が難しく在宅避難を選択する人が多いので、在宅避難者を把握し、物資や情報の提供に漏れがないように工夫し、必要な合理的配慮が的確に提供されるように、対策を検討して下さい。